令和８年（フ）第４１４号
埼玉県越谷市南越谷５丁目13番地１　パルハイツ201、旧住所埼玉県越谷市南越谷５丁目13番地１　パルハイツＡ
破産者　飲喰処　紋次こと　古崎　　洋
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１２７号
新潟県長岡市愛宕２丁目３番10号、前住所新潟県長岡市花園３丁目７番３号
破産者　小林　和彦
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第４８号
長野県佐久市布施5313番地182
破産者　竹花　真弓（旧姓髙橋）
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第２５９号
静岡県御殿場市保土沢414番地の１
破産者　西島　秀治
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２３３号
大津市大江七丁目７番53―Ａ106号
破産者　青木　　茂
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３４号
滋賀県栗東市蜂屋810番地（Ｂ―101号）　メゾフォルテ810、前住所滋賀県東近江市八日市上之町８番18号　リサージュ８　103号室
破産者　藤井　克美（旧姓中村）
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５５号
大津市大平二丁目31番11―401号、開始決定時の住所大津市本丸町６番11―305　膳所公園団地
破産者　上野　友明
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７７２号
大阪府茨木市真砂１丁目21番９号の１　シャトーノーブルＡ　102号
破産者　櫻井　梨絵
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３２９号
和歌山市黒田232番地１　グリーンフルブルーム206号、前住所大阪府堺市美原区さつき野西３丁目４番地４
破産者　生島　　拓
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４２９号
和歌山県紀の川市名手市場1228番地21
破産者　山崎　信敬
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４８号
和歌山市杭ノ瀬271番地46
破産者　北川　祐子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８６号
和歌山市今福２丁目８－５、住民票上の住所和歌山市塩屋５丁目５番１号
破産者　長洲　秀範
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９５号
和歌山市北新５丁目７番地
破産者　山崎　正行
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１６９号
和歌山市中76番地７
破産者　ＹＯＳＡＰＡＲＫ　ＲＥＬＡＩＲこと　岩本幸
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１８０号
和歌山県紀の川市東国分353番地66（前住所）大阪府東大阪市花園本町２丁目15番10―114号
破産者　松下　敏耶
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２１１号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1010番地６
破産者　居軒　充晃
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１２２３号
広島県廿日市市上平良940番地１
破産者　樽本　英臣
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４１０号
広島市安佐南区山本１丁目４番28―201号　グレース祇園Ｃ棟
破産者　行田　洋輔
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６０３号
広島市中区南竹屋町２番９―202号
破産者　小西　綾香（旧姓重田）
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部